

新たな万引き防止対策

1. 万引きの実態

万引きは、刑法第 235 条に「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」と定められている窃盗罪である。万引きに関しては、平成 16 年までは増加傾向であったが、その後おおむね横ばいで推移し、平成 22 年からは減少している（法務省，2014a）。しかしながら、超高齢社会を迎えた日本において、高齢者の万引き問題が社会問題となっている。法務省（2015a）によると一般刑法犯について、高齢者の検挙人員は、他の年齢層と異なり、平成 8 年以降増加が著しかったが、平成 19 年からはおおむね横ばいで推移し、平成 26 年は 4 万 7,252 人（前年比 2.2%増）となったものの、平成 7 年の検挙人員の約 4 倍であり、成人の他の年齢層と比較して最も多かった。さらに、高齢者では、窃盗の割合が高いが、特に女子では、約 9 割が窃盗であり、しかも万引きによる者の割合が約 8 割と際立って高い。よって、万引きに対する効果的で継続可能な対策が必要である。

2. 高齢者の万引きと再犯防止

ところで、法務省は昭和 23 年から平成 18 年までの受刑者 100 万人をランダムに抽出して、初犯か再犯かを調べたところ、初犯が 71.1%、再犯が 28.9%と約 3 割であった。そして、全体の犯行数は約 168 万件であったが、約 3 割の再犯者がその内の約 6 割（57.7%）の犯罪を引き起こしていることが明らかとなった（法務省，2014b）。

また、高齢者の万引き増加も問題となっている。高齢者の万引きの動機としては、「寂しさを紛らわすため」、「達成感がくせに」といった動機が存在する。さらに、出所後に行き場がなく、再犯を繰り返す高齢者たちをどう支えるかについても議論がなされている。つまり、現在の日本において、再犯者の立ち直り支援が喫緊の課題となっている。法務省（2012）は前刑出所時に帰住先がないこと、保護観察終了時点で定職がないことが、再犯に繋がりやすいことを見出している。これに対し、法務省は平成 24 年 7 月に、「再犯防止に向けた総合対策」を提案している（法務省，2012）。さらに平成 26 年 12 月 16 日に犯罪対策閣僚会議決定として「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直り支援をみんなで支える明るい社会へ」として提唱した（法務省，2015b）。法務省（2015b）は 12 月に、犯罪や非行をしたものを実際に雇用している協力雇用主の数を現在の約 500 社から 3 倍の約 1500 社にまでの増加させる「再犯防止につながる仕事の確保」、帰るべき場所がないまま刑務所から社会へ戻るものの数を現在の約 6400 人から 3 割以上減少させる「再犯防止につながる居場所づくり」等を具体的に提示している。

大久保他（2013）や皿谷他（2011）の結果をみると、万引きを引き留める役割を担う同輩の存在が必要であるが、万引きの少年被疑者の場合には、万引きを一緒に実行して、助長させるような同輩が存在するという現状が見られた。一方、成人と高齢者では、定職がなく社会的に孤立しているため、社会的絆による抑止力が働かず、万引きを実行する可能性が大きいと考えられる。以上のことから、今後の万引き防止対策として、店内環境の物理的整備に加え、特に、店員の積極的な接客態度や店員と利用客とのコミュニケーションの向上による、商業施設を地域住民の居場所とした、地域の社会的絆の構築に重点を置いた防犯対策が

重要であると考えられる。

島田（2013）は、状況的犯罪予防には、破壊に強い建物部品や街灯、防犯カメラの導入といったハード的な施策の他、警察や住民によるパトロールや、近隣監視、子どもの見守り活動といったソフト的な施策もあり、犯罪を防ぐためにはコミュニティ単位での取り組みが重要であると述べている。さらに、島田（2013）はコミュニティでの防犯活動は成果が見えにくいとしている。このことは活動参加者にとっても、活動のフィードバックが得にくく、負担感という形で跳ね返ると述べている。しかし、万引きを未然に防ぐことができれば、店にとってもロスが減り、警察にとっても必要以上に時間を割くことがなく、地域にとっても犯罪が生み出されないというように双方にメリットがあると大久保（2015）は述べている。以上のことから、店内環境の物理的整備のみならず、店員や利用客の意識の変化に基づく地域の社会的絆の構築に重点を置いた防犯が重要であると考えられる。また、店舗での万引き防止対策を行うにあたって、万引き防止活動を行う「メリット」と「活動の成果」をどのようにフィードバックするかも今後の課題である。

引用文献

- 法務省（2012） 平成 24 年版 犯罪白書－刑務所出所者等の社会復帰支援－ 2012 年 11 月 16 日 <http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00061.html> (2014 年 11 月 14 日)
- 法務省（2014a） 平成 26 年版 犯罪白書－窃盗事犯者と再犯－ 2014 年 11 月 14 日 <http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00077.html> (2014 年 11 月 14 日)
- 法務省（2014b） 法務省だより あかれんが Vol.44 January 2014 年 11 月 14 日 <<http://www.moj.go.jp/KANBOU/KOHOSHI/no44/2.html#report03>> (2014 年 11 月 14 日)
- 法務省（2015a） 平成 27 年版 犯罪白書－性犯罪者の実態と再犯防止－ 2015 年 12 月 25 日 <<http://www.moj.go.jp/content/001162856.pdf>> (2015 年 12 月 25 日)
- 法務省（2015b） 法務省だより あかれんが Vol.49 May 2015 年 12 月 25 日 <http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00026.html> (2015 年 12 月 25 日)
- 大久保智生・時岡晴美・岡田 涼（2013） 万引き防止対策に関する調査と社会的実践 社会で取り組む万引き防止 ナカニシヤ出版
- 大久保智生（2015） 平成 26 年度 香川県・岩手県・奈良県・愛媛県・高知県における万引きへの対応と対策に関する調査報告書 平成 26・27・28 年度科学研究費補助金 店舗向け万引き防止プログラムの開発およびその効果の検証 調査報告書（課題番号：26380846）
- [皿谷陽子・三阪梨紗・濱本有希・平 伸二（2011）万引き被疑者の特徴に関する質問紙調査 福山大学こころの健康相談室紀要, 5, 45-52.](#)
- 皿谷陽子・平 伸二（2015） スーパーにおける万引きの特徴 福山大学こころの健康相談室紀要, 9, 55-63.
- [皿谷陽子・平 伸二・仲 真紀子（2022）万引き防止活動「声かけ」の研修がスーパーマーケット店員の万引き防止行動や意識に及ぼす効果—正社員とパート・アルバイトの比較— 地域情報研究, 11, 11-27.](#)
- 島田貴仁（2013） 第 2 章 犯罪とコミュニティ 加藤潤三・石盛真徳・岡本卓也（編）コミュニティの社会心理学 ナカニシヤ出版 pp.37-61.